



教えて！ 藤本町長！ ～地方自治に関する町長の出前授業～

11月5日(火)、中学3年社会科における「地方自治」の発展学習として、藤本町長の出前授業が行われました。午前には氷川中学校、午後から竜北中学校と、町内すべての中学3年生が藤本町長と一緒に町行政の状況などについて学習を深めました。

生徒たちにとっては、町長に直接質問して疑問を解決することができ、貴重な学びとなりました。

授業などで資料に目を通してはいましたが、授業では学べないことや、町長さんの氷川町に対する強い思いなどを聞いて、とても勉強になりました。氷川町は、他にはない素晴らしいものがある町だと思いました。

私が質問した防災対策については、約4年前の熊本地震がきっかけとなり、町民が防災について意識していると聞き少し安心しました。

ゴミの1割カットの話で、なかなか難しいことではありますが、一人一人が意識することで変わるので、私も意識したいと思います。

氷川町5つの小中学校で、ICTに年間4,000万円以上のお金を使っている話が心に残りました。教育にそれだけのお金を使うことは、自分たちがそれだけ期待されているのだと改めて感じました。



少子高齢化が進み、氷川町も人口が減少していくかもしれませんが、私たちの世代が、もっともっと氷川町を盛り上げていきたいと思えます。

私の家の近くに街灯をつけてくださり、登下校の時にとても役立っています。

氷川町のいきいきサロンには、私の祖母も毎月行っているのですが、私も時間がある時について行ってみようと思います。

12/16

子どもたちの笑顔が見たくて

～宮原小学校で門松作り～

宮原小学校に学校運営協議会の委員など有志が集まり、正月に向けて正門に飾る門松を作りました。これは、子どもたちが日本の文化に触れ、喜んでいる姿を見たいとの思いから企画されたものです。

土台や竹、飾りなどは町内の有志から提供されたもので、丸1日の作業で高さ2m以上の大きな門松が2体完成しました。

完成した門松を見た子どもたちは「とても大きくてきれい！」と喜んでいました。(今月号の表紙)



▲有志の作業風景

償却資産（固定資産税）申告について

固定資産税は、毎年1月1日時点で、土地、家屋、償却資産（総称して「固定資産」という）を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額をその固定資産の所在する市町村に収める税金です。

償却資産とは、事業で用いる資産（構築物、機械、器具、備品など）のことをいいます。償却資産の所有者は、その資産の所在する市町村に毎年申告しなければなりません。法人はもちろんのこと、自営業の人も事業用資産を所有していれば申告の対象となります。

課税対象

- ・ 事業に利用することができる、土地および家屋以外の資産
- ・ 鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産でないこと
- ・ 減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費として算入できるもの（耐用年数1年未満、またはその取得価格が10万円未満で一時に損金に算入するもの、および20万円未満で一括して3年間で償却を行うものを除く）
- ・ 自動車税や軽自動車税の対象である車両などでないこと



主な業種の償却資産の例

農 業	理・美容業	自動車整備業
ビニールハウス、加温機、ヒートポンプ、家畜用設備、サイロ、畦畔コンクリート、農薬散布用ヘリコプター、器具、その他農業用機械など ※トラクターやコンバインなどの小型特殊自動車に該当するものは対象外。	看板、洗面設備、理・美容椅子、消毒殺菌器、ドライヤー、赤外線灯、湯沸器、ハサミ、パーマ器、サインポールなど	旋盤、プレス、ホーニング、リフト、チェンブロック、コンプレッサー、カーウォッシャー、溶接機、充電機、オイルクリーナー、コンデンサーなど
飲 食 業	不動産貸付業	土木建設業
借用店舗の内部造作、カウンター、テーブル、椅子、レジスター、看板、冷凍冷蔵庫、厨房設備、自動販売機、ネオンサイン、カラオケなど	門扉・塀・緑化施設などの外構工事、駐車場舗装、受変電設備、中央監視制御装置、外灯など	ユンボ、ブルドーザー、タイヤショベル、ランマー、トランシットレベル、発電機など

太陽光発電設備

家屋の屋根や遊休地などに設置された事業用の太陽光設備は、固定資産（償却資産）の申告対象となります。

設置者	全量買取(10kw以上)	余剰売電(発電出力を問わない)
個人(住宅用)	事業用資産となり 申告対象	住宅用設備となり 申告対象外
個人(事業用)・法人	事業用資産となり 申告対象	

償却資産の評価

償却資産の評価は、取得価格を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。減価償却の方法は定率法で、算式は次のようになります。

① 前年中に取得された償却資産の評価…**取得価格 × (1 - 減価率 / 2)**

② 前年前に取得された償却資産の評価…**前年度の評価額 × (1 - 減価率)**

※求めた額が（取得価格 × 5 / 100）より小さい場合は、（取得価格 × 5 / 100）を評価額とします。

税額の算定

評価額（特例のあるものは、特例適用後の価格）を課税標準額として、税額を算定…**課税標準額 × 税率(1.4%)**

※償却資産についての課税標準額の合計が150万未満の場合は、固定資産税は課税されません。

その他

町で把握している事業者については、12月下旬に申告書を送付しています。また、令和元年中に新規に事業を開始された人は、取得された償却資産のすべてを申告する必要があります。

【お問い合わせ】 税務課 資産税係 ☎0965-52-5853